

亀山市告示第27号

亀山市農業近代化資金利子補給金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年2月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市農業近代化資金利子補給金交付要綱等の一部を改正する告示

(亀山市農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正)

第1条 亀山市農業近代化資金利子補給金交付要綱（平成17年亀山市告示第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 [3 略] <u>(失効)</u> 4 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	附 則 [3 略] [項を加える。]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱の一部改正)

第2条 亀山市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱（平成17年亀山市告示第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) [2 略] <u>(失効)</u>	附 則 (経過措置) [2 略]

3 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	[項を加える。]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市農産物等直売所施設整備事業費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 亀山市農産物等直売所施設整備事業費補助金交付要綱（平成19年亀山市告示第122号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この告示は、公表の日から施行し、平成19年度分の補助金の交付から適用する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行し、平成19年度分の補助金の交付から適用する。</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市市民農園開設事業補助金交付要綱の一部改正)

第4条 亀山市市民農園開設事業補助金交付要綱（平成20年亀山市告示第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>[項を加える。]</p>

<u>り、その効力を失う。</u>	
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市緑の少年隊育成事業補助金交付要綱の一部改正)

第5条 亀山市緑の少年隊育成事業補助金交付要綱（平成21年亀山市告示第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u>	附 則
1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。 <u>(失効)</u>	この告示は、平成21年4月1日から施行する。
2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	[項を加える。]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市森林組合振興補助金交付要綱の一部改正)

第6条 亀山市森林組合振興補助金交付要綱（平成21年亀山市告示第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u>	附 則
1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。 <u>(失効)</u>	この告示は、平成21年4月1日から施行する。
2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	[項を加える。]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市施業集約化促進活動等補助金交付要綱の一部改正)

第7条 亀山市施業集約化促進活動等補助金交付要綱（平成21年亀山市告示第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。 <u>(失効)</u> 2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	附 則  この告示は、平成21年4月1日から施行する。  [項を加える。]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市林業研究活動等補助金交付要綱の一部改正)

第8条 亀山市林業研究活動等補助金交付要綱（平成21年亀山市告示第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。 <u>(失効)</u> 2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	附 則  この告示は、平成21年4月1日から施行する。  [項を加える。]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市利用間伐事業等補助金交付要綱の一部改正)

第9条 亀山市利用間伐事業等補助金交付要綱（平成21年亀山市告示第84号）の一

部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日等)</u> 1 この告示は、平成21年7月1日から施行し、平成21年度分の補助金の交付から適用する。 <u>(失効)</u> 2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	附 則  この告示は、平成21年7月1日から施行し、平成21年度分の補助金の交付から適用する。  [項を加える。]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市農業等の振興及び関係諸団体の育成に関する補助金交付要綱の一部改正)

第10条 亀山市農業等の振興及び関係諸団体の育成に関する補助金交付要綱（平成22年亀山市告示第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。 <u>(失効)</u> 2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	附 則  この告示は、平成22年4月1日から施行する。  [項を加える。]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市森林経営計画作成推進事業費補助金交付要綱の一部改正)

第11条 亀山市森林経営計画作成推進事業費補助金交付要綱（平成22年亀山市告示第110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この告示は、公表の日から施行し、平22年度分の補助金の交付から適用する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行し、平22年度分の補助金の交付から適用する。</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市耕作放棄地解消事業補助金交付要綱の一部改正)

第12条 亀山市耕作放棄地解消事業補助金交付要綱（平成24年亀山市告示第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市農地利用集積推進補助金交付要綱の一部改正)

第13条 亀山市農地利用集積推進補助金交付要綱（平成24年亀山市告示第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市森と緑づくり活動補助金交付要綱の一部改正)

第14条 亀山市森と緑づくり活動補助金交付要綱（平成26年亀山市告示第163号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この告示は、公表の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市多面的機能支払補助金交付要綱の一部改正)

第15条 亀山市多面的機能支払補助金交付要綱（平成27年亀山市告示第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前

附 則 <u>(施行期日等)</u> 1 この告示は、公表の日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。 <u>(失効)</u> 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。	附 則 この告示は、公表の日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。 [項を加える。]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市豚熱ワクチン接種費補助金交付要綱の一部改正)

第16条 亀山市豚熱ワクチン接種費補助金交付要綱（令和3年亀山市告示第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。 <u>(失効)</u> 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。	附 則 この告示は、令和3年4月1日から施行する。 [項を加える。]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市経営開始資金交付要綱の一部改正)

第17条 亀山市経営開始資金交付要綱（令和4年亀山市告示第213号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u>	附 則



1 <u>この告示は、公表の日から施行する。 (失効)</u>	この告示は、公表の日から施行する。
2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	[項を加える。]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山サステナブル農業奨励事業補助金交付要綱の一部改正)

第18条 亀山サステナブル農業奨励事業補助金交付要綱（令和4年亀山市告示第214号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この告示は、公表の日から施行する。 (失効)</u></p> <p>2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行する。</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山サステナブルファーマー認証制度交付金交付要綱の一部改正)

第19条 亀山サステナブルファーマー認証制度交付金交付要綱（令和4年亀山市告示第215号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この告示は、公表の日から施行する。 (失効)</u></p> <p>2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行する。</p> <p>[項を加える。]</p>

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

(亀山市肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱の一部改正)

第20条 亀山市肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱（令和5年亀山市告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この告示は、公表の日から施行する。 <u>(失効)</u> 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。	附 則  この告示は、公表の日から施行する。  [項を加える。]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。